

当面の取組方針（平成 19 年 7 月 11 日）	業務の実績に係る評価の視点（案）（平成 21 年 3 月 30 日）
（１）基本的な取組方針	第 1 基本的な視点 政策目的、効率化等、国民に対する説明
（２）中期目標期間終了時の事務・事業の見直しにつながる業務の在り方の検討に資する評価	第 2 各法人に共通する個別的な視点
（３）財務内容や主要な事務・事業の改善等に資する評価	1 政府方針等
ア 財務内容の改善	2 財務状況
①欠損金、剰余金の適正化	(1) 当期総損益
②リスク管理債権の適正化	(2) 繰越欠損金、利益剰余金
	(3) 運営費交付金債務
イ 資産の有効活用	3 保有資産の管理・運用等
ウ 行政サービス実施コストの改善	4 人件費管理
①人件費又は人員の削減	
②給与水準の適切性	5 契約
③市場化テストの導入	
④随意契約の見直し	
⑤関連公益法人等の見直し	
エ その他	6 内部統制
①内部統制	
②目的積立金	7 関連法人
③勧告の方向性等を踏まえた評価	8 中期目標期間終了時の見直しを踏まえた評価
	9 業務改善のためのイニシアティブ等についての評価

(注) 1 当面の取組方針に新たに追加した事項に下線

2 当面の取組方針に「事項」として明記していたもののうち、今回の評価の視点で「事項」として明記していないものに網掛け

独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価 に関する当面の取組方針

平成 19 年 7 月 11 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人制度においては、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手となる独立行政法人について、その自主性を確保し、効率的かつ効果的な業務運営の実現を図るとともに、業務実績に関する厳格な事後評価と組織・業務全般に関する定期的な見直しを行う仕組みが確立されている。しかしながら、昨今、一部の独立行政法人の業務に関連する不祥事案が相次いで明るみにになっており、遺憾ながら、個別の独立行政法人に対する国民の信頼が失われるだけでなく、制度全体が不信の目で見られ、その根幹が揺らぎかねない事態になりつつある。

こうした状況を踏まえると、中期目標期間終了時における組織・業務全般に関する見直しを行うに当たっては、制度に対する国民の信頼回復につながるような厳しい取組が不可欠であり、当委員会としても、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととする。特に、信頼が著しく損なわれた法人や、過去においては必要であったとしても現時点では独立行政法人が行う必要性や合理性が薄れたと考えられるような事務・事業を担う法人については、当該事務・事業の廃止や担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を躊躇することなく行うこととする。

また、業務実績評価に関し、各府省の独立行政法人評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘が国会での議論やマスコミ報道等でなされていることも事実である。各府省の独立行政法人評価委員会においては、この現状を虚心坦懐に受け止め、従来の評価の客観性・厳格性について検証した上で、評価の質の更なる向上のため研さんを積むことが求められている。当委員会としては、このような認識に立ち、各府省の独立行政法人評価委員会による研さんの努力に協力する観点から、評価のあるべき方向について、引き続き国民の目線で厳しい指摘を行うべく、検討を行うこととする。

以上のような中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価の具体的な取組について、当委員会としては、下記の方針に基づきこれを行うこととする。

1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

(省 略)

2 業務実績評価に関する当面の取組方針

(1) 基本的な取組方針

業務実績評価については、当委員会がこれまで策定し、各府省の独立行政法人評価委員会等に示してきた「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（平成 14 年 12 月 26 日。以下「2 次意見」という。）、研究会報告書（平成 16 年 6 月 30 日）及び「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」（平成 17 年 7 月 11 日。以下「財務内容等関心事項」という。）を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととする。

また、その際、基本方針 2007 及び関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針並びに当委員会の 18 年度見直し方針を踏まえるとともに、役職員の給与水準の適切性や随意契約の見直しなど独立行政法人が直面する重要課題等について、以下の事項を中心に重点的に評価を行うこととする。

(2) 中期目標期間終了時の事務・事業の見直しにつながる業務の在り方の検討に資する評価

- ① 法人の各業務について、国の政策の重点化・効率化や社会情勢の変化等に対応して適切な重点化・効率化が行われているかどうかという観点から評価が行われているか。
- ② 同種・類似業務を行っている他の法人や機関との比較等を行い、当該業務を独立行政法人という組織形態や当該法人で行う必要性等についての評価が行われているか。

(注) 法人の業務の在り方の検討に資する評価の視点等については、18 年度見直し方針を参照

(3) 財務内容や主要な事務・事業の改善等に資する評価

ア 財務内容の改善

① 欠損金、剰余金の適正化

欠損金や当期総損失について、その発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その解消に向けた取組やその効果についての評価が行われているか。また、剰余金（積立金）や当期総利益についてもその発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、剰余金等を保有する必要性、金額の妥当性、その効果的な運用方法等についての評価が行われているか。

② リスク管理債権の適正化

貸付金の回収計画の策定・回収状況についての評価が行われているか。また、リスク管理債権額やその貸付金残高に占める割合が増加している場合において、その要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その適正化に向けた取組やその効果についての評価が行われているか。

(注) 財務内容の改善関係については、2 次意見の「3 予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び財務内容等関心事項等を参照

イ 資産の有効活用

保有する土地、建物等の利用実態や活用状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、当該資産が効率的に活用されているかどうかについての評価が行われているか。

ウ 行政サービス実施コストの改善

① 人件費又は人員の削減

人件費削減についての具体的な取組内容とその効果を業務実績報告書等で明らかにさせるとともに、削減状況について財務諸表による経年比較等で実証的に検証した上で評価が行われているか。

② 給与水準の適切性

法人の給与水準について、国家公務員の水準等との比較を行い、上回っている場合において、上回っている理由を業務実績報告書等で明らかにさせるとともに、法人が主張する理由について、同種・類似業務を行っている法人や組織等との比較を行う等、実証的に検証した上で、その水準の妥当性、改善に向けた取組及びその効果等についての評価が行われているか。

③ 市場化テストの導入

各業務のコストを明らかにした上で、法人が直接行った方が低コストであることが明らかである場合を除き、コスト削減等を図る観点から、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入を視野に入れた評価が行われているか。

④ 随意契約の見直し

「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成 19 年 2 月 16 日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）に基づく、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し、契約に係る情報公開の実施状況についての評価が行われているか。

⑤ 関連公益法人等の見直し

- i 法人の特定の業務を独占的に受託している関連公益法人や特定関連会社等について、法人と当該関連公益法人等との関係を業務実績報告書等で具体的に明らかにさせた上で、業務委託の妥当性等についての評価が行われているか。
- ii 関連公益法人や特定関連会社等に対する出えん又は出資について、法人の政策目的等との関係を業務実績報告書等で具体的に明らかにさせた上で、その必要性等についての評価が行われているか。

エ その他

- ① 内部統制について、規程や体制の整備状況や運用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、内部統制の充実・強化についての評価が行われているか。
- ② 目的積立金の計上につながるような経営努力の取組状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その取組と成果についての評価が行われているか。
- ③ 昨年、当委員会が当該法人の評価について当該府省の独立行政法人評価委員会に通知した意見に従った評価が行われているか。

また、当委員会が当該法人の事務・事業の見直しについて主務大臣に対して行った勧告の方向性における指摘事項を踏まえた評価が行われているか。

平成 19 年度業務実績評価の取組について

平成 20 年 7 月 14 日

政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

1 考え方等

- 年度業務実績評価の取組については、17 年度業務実績評価までは毎年度方針等を策定・公表してきたところであるが、18 年度業務実績評価からは中長期的にも対応できるよう、昨年 7 月に「業務実績評価に関する当面の取組方針」（以下「当面の取組方針」という。）を委員会決定したところである。平成 19 年度業務実績評価についても基本的には当面の取組方針に基づき評価を行う。
- 昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」（以下「整理合理化計画」という。）が閣議決定されるなど政府における新たな取組がはじまっていることから評価に際してはこうした取組にも的確に対応する必要がある。
- 当面の取組方針では、評価に際し政府の種々の改革方針を踏まえることとしており、方針自体の改訂の必要はないと考えられる。しかしながら、以下のとおり 19 年度業務実績評価において特に配意すべき事項がある。
 - i 府省評価委員会の評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。法人及び府省評価委員会は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか（注 1）。
 - ii 府省評価委員会が評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証はなされているか。
 - iii 府省評価委員会及び法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか（注 2）。
 - iv 府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。
 - v 府省評価委員会の評価に際し、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針（随意契約の見直し（注 3）、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化）を踏まえて、必要な検討が行われているか。

- （注） 1 「十分に説明責任を果たしているかどうか」の検証には、「府省評価委員会の評価結果が、事務・事業の重要度や社会的な関心の度合いを踏まえて適切な説明をしているか。」「必要な情報・データを集め、根拠を示した上で評価をしているか。」といったチェックを含み、その際、府省評価委員会の評価プロセスの把握にも努める。
- 2 整理合理化計画における評価委員会関係の記載は別紙 1 参照。
- 3 随意契約の評価については、別紙 2 参照。

2 当面の作業において着目する事項

- 年度業務実績評価において着目すべき事項については、8月末に提出される評価結果等の分析等を行うことにより具体的な検討を行うことになるが、当面の作業においては以下の事項に着目する。
 - i 欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務
 - ii 既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項
 - iii 府省評価委員会の既往の評定・評価結果
 - iv 独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営
 - v 類似の業務を行っている法人等がある業務
 - vi 整理合理化計画等で決定された取組（随意契約の見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化）

(別紙 1)

独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）における評価委員会関係部分の記載事項（抜粋）

Ⅲ 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

事項		内容
1. 独立行政法人の効率化に関する措置	(1) 随意契約の見直し	④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。
	(2) 保有資産の見直し	④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。
	(4) 給与水準の適正化等	③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。
2. 独立行政法人の自律化に関する措置 (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備	② 関連法人等との人・資金の流れの在り方	カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。
	④ 監事監査等の在り方	オ 評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。
	⑥ 事後評価の在り方	イ 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。 ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。 エ 評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。

Ⅳ その他

事項	内容
2 整理合理化計画の実施	(2) 各独立行政法人の取組状況について、評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。

(別紙2)

随意契約の見直しの評価について

- 随意契約の見直しについて、独立行政法人において「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定 以下「整理合理化計画」という。)及び「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ 以下「連絡会議申合せ」という。)に基づく取組を着実に実施する必要があり、こうした取組について、各府省の独立行政法人評価委員会は、整理合理化計画等において、以下のような事後評価(チェック)を行うことが決定されている。
 - ・ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事等による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。(整理合理化計画)
 - ・ 独立行政法人については、各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する。(連絡会議申合せ)
- また、7月4日の閣僚懇談会において、政府における無駄の徹底的な排除に関し、官房長官が、以下の発言を行っている。

(7月4日(金)午前 官房長官記者会見)(抜粋)

 - ・ また、自民党でむだ遣い撲滅対策ということがまとめられ、私、総理のところに申し入れがあったわけですがけれども、各大臣にもしっかりとこれらを踏まえて対応していただくようお願いをいたしました。
- 政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成19年度の業務実績評価において、随意契約の適正化を推進するため、各府省の独立行政法人評価委員会の事後評価(チェック)の取組状況について、府省評価委員会等からヒアリングを行うなど厳正な評価を行うこととする。

(参考) 自民党の「無駄遣い撲滅対策(第一次緊急とりまとめ)」(平成20年6月30日自由民主党政務調査会無駄遣い撲滅プロジェクトチーム)における随意契約関係の指摘事項。

(3 随意契約の見直し)

○今後、各省庁における随意契約見直しの取り組みを加速し、実効性の高い見直しを実現するため、

- ① 原則として本年度中に競争性のない随意契約を全廃する。
- ② すなわち、特定の場所の土地の賃貸借等、移行対象以外の真にやむを得ない形態を除いて、本年度中に原則全廃する。
- ③ 本年度中の移行が困難である契約については、可能な限り競争性のある形態への移行を検討するとともに、各省庁において、各契約の内容、移行予定年限、移行困難な事由をホームページ等で公表する。
- ④ 既に競争的な形態に移行したとされているにもかかわらず、実態として相手方が一者に限定されている契約については、各省庁において、例えば、応募要件について、経験・技術等の面で過度の制約を課していないか精査した上で、個々の契約の内容・相手方・金額、応札者を増やすための改善策を公表する。

○一般競争入札においても高い落札率(落札価格/予定価格)となっている例が多く見られるが、今後、各省庁において、こうした契約について精査し、例えば契約条件の見直しを図る等、競争性を高めるための改善策を検討する。

(7 各分野における取組 (2) 社会保障(独立行政法人の見直し))(随意契約関係)

○随意契約で行われてきた業務は、より競争性の高い契約方式による実施を原則とする。競争性のない随意契約については、事前の内部審査及び事後の第三者機関によるチェックを徹底し、併せて随意契約によらざるを得ない理由について開示内容を充実した上でホームページ等で広く国民に対して開示する。

平成 20 年 9 月 5 日

入札・契約の適正化に係る評価における関心事項

独立行政法人評価分科会
随意契約等評価臨時検討チーム

入札・契約の適正化に係る政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の評価における関心事項は以下のとおりである。

本関心事項のうち、「Ⅱ 個々の契約に係る評価」については、各府省評価委員会において追加的評価を行う場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 3 項に基づく各府省評価委員会から当委員会に対する通知については、別途、追加・補足の通知を可とする。

また、「Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価」については、通常の年度評価の枠組みの中で評価することが適当と考えるが、各府省評価委員会において、「Ⅱ」に係る評価に伴い追加的評価（体制の機能性の追加的評価等）が必要となる場合、更には、本関心事項に基づき入札・契約に係る事項全体について改めて評価を行う場合においても、上記と同様、別途の通知を可とする。

当委員会では、これらの評価結果（通知）を踏まえ評価することとする。

Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価

1 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、整備内容の適切性について評価を行っているか。

2 契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについて評価を行っているか。

内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性について評価を行っているか。また、整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて評価を行っているか。

監事による監査は、これらの体制の整備状況を踏まえた上でを行っているかについて評価を行っているか。

3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握した上で、これらの実施状況等について評価を行っているか。

また、計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析しているか。

Ⅱ 個々の契約に係る評価

監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）や入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との間で随意契約を締結しているもの、落札率が高いもの、応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか。